6	*Pezoporus flaviventris*（ペゾポルス・フラヴィヴェントリス）
7	*Pezoporus occidentalis*（ヒメフクロウインコ）
8	*Platycercus caledonicus brownii*（プラテュケルクス・カレドニクス・ブロウニイ）
9	*Polytelis alexandrae*（デンニョインコ）
10	*Polytelis anthopeplus monarchoides*（ポリュテリス・アントペプルス・モナルコイデス）
11	*Polytelis swainsonii*（ミカヅキインコ）
12	*Psephotus chrysopterygius*（ヒスイインコ）
13	*Rhynchopsitta pachyrhyncha*（ハシブトインコ）
カ	さけい科
(1)	さけい科
1	*Syrrhaptes tibetanus*（チベットサケイ）
ヨ	ふくろう目
(1)	ふくろう科
1	*Ninox natalis*（クリスマスアオバズク）
2	*Ninox novaeseelandiae undulata*（ニュージーランドアオバズク）
3	*Otus podargina*（カキイロツノ）
(2)	めんふくろう科
1	*Tyto novaehollandiae castanops*（テュト・ノヴァエホルランディアエ・カスタノプス）
2	*Tyto novaehollandiae kimberli*（テュト・ノヴァエホルランディアエ・キンベルリ）
3	*Tyto novaehollandiae melvillensis*（テュト・ノヴァエホルランディアエ・メルヴィルレンスィス）
タ	だちょう目
(1)	ひくいどり科
1	*Casuarius casuarius johnsonii*（カスアリウス・カスアリウス・ヨンソニイ）

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。

別表第二の表二の第一の二のチ中(3)を削り、(4)を(3)とし、同表の第一の二のリ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを(2)から(4)までとし、同表の第一の二のリの(6)中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、同表の第一の二のリ中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同表の第一の二のヌ中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表の第一の二のワの(1)の5の項中「ヤシオウム)」の下に「のうち*Probosciger aterrimus macgillivrayi*（プロボスキゲル・アテルリムス・マクギルリヴライイ）以外のもの」を加え、同表の第一の二のワの(3)の24の項中「のうち*Cyanoramphus novaezelandiae cookii*（ノーフォークアオハシインコ）、*Cyanoramphus novaezelandiae erythrotis*（マッコリーアオハシインコ）及び*Cyanoramphus novaezelandiae subflavescens*（ロードハウアオハシインコ）以外のもの」を削り、同表の第一の二のタの(1)の3の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日）とする。

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十九号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（要排出抑制施設）

第十条の二　法第十八条の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。